

# 在宅患者訪問薬剤管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書および同意書

## 居宅療養管理指導・契約書

在宅患者訪問薬剤管理指導サービスの提供開始にあたり、当事業者が\_\_\_\_\_様に説明すべき重要事項は次の通りです。

### 1. 事業者概要

事業者名称	すずな調剤薬局
事業所の所在地	鹿児島県鹿児島市薬師2丁目27-8
指定番号	4645141179
代表者名	楠元 俊英
電話番号	099-230-0205

### 2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、すずな調剤薬局の薬剤師が適正な在宅患者訪問薬剤管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ② 利用者の医療に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

### 3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

#### 【在宅患者訪問薬剤管理指導等サービス】

- ① 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ② サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

### 4. 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員数
薬剤師	1名以上
事務員	1名以上

## 5. 担当薬剤師

担当薬剤師は、以下の通りです。

担当薬剤師：楠元 俊英 富吉 紘史 (他1名) 責任者：楠元 俊英
--------------------------------------

なお、当事業所の担当薬剤師が訪問できない場合（冠婚葬祭や急病など）、本事項2に基づきあらかじめ利用者情報共有した以下の事業所が臨時対応させていただきます。

（下記表が空欄の場合、当事業所のみで対応させていただきます）

事業所（薬局）名	住所	連絡先（電話）
ふじ薬局	鹿児島市山田町3408-9	099-201-7229

- ①担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ②利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。（その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。）

## 6. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

- 1 営業日 月曜日から土曜日但し、国民の祝祭日及び年末年始（12月31日～1月3日）を除きます。
  - 2 営業時間 月曜日から金曜日の午前9：00～午後18：00、土曜日の午前9：00～午後13：00
- ※ 営業時間に係わらず訪問日時は利用者との協議により決定いたします。

## 7. 実施地域

鹿児島市(桜島・喜入地区を除く)

## 8. 緊急時の対応等

- 1 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- 2 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

## 9. 利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

利用者負担額

医療保険制度の規定により、以下の通り定められています。

### 1 在宅患者訪問薬剤管理指導サービス提供料として

利用者負担額

	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合(1回につき)	650円/回	1300円/回	1950円/回
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合(1回につき)	320円/回	640円/回	960円/回
(3) (1)及び(2)以外の場合(1回につき)	290円/回	580円/回	870円/回
(4) 情報通信機器を用いて行う場合(月1回を限度)	57円/回	114円/回	171円/回

- ・算定する日の間隔は6日以上かつ月に4回を限度。ただし、ガン末期の患者、中心静脈栄養を受けている方への訪問は、1週に2回かつ月に8回を限度。  
※同一世帯の利用者に行う場合や当該建築物の規模等により「単一建物居住者1人対して行う場合」の区分でご負担いただくことがあります。

#### ①麻薬が使用される場合

1回につき**1割負担の方は100円、2割負担の方は200円、3割負担の方は300円**を加算

#### ②注射用麻薬が使用される場合

1回につき**1割負担の方は250円、2割負担の方は500円、3割負担の方は750円**を加算

#### ③中心静脈栄養法が使用される場合

1回につき**1割負担の方は150円、2割負担の方は300円、3割負担の方は450円**を加算

注1)上記の他、健康保険法等に基づく、保険調剤に関する技術料及び薬剤料、緊急訪問指導に係わる費用等については、別途お支払いいただきますので、ご了承ください。

注2)上記の利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注3)薬局から5km以上の訪問の際は、交通費500円(1回)を別途お支払いいただきますので、ご了承ください。

## 10. 個人情報の保護

当事業所では、当事業所の個人情報保護の取り扱いに関する基本方針に基づいて、常に利用者の個人情報を適切に取り扱います。また、当事業所における個人情報の利用目的は、次の事項です。

個人情報の利用目的

- ①当事業所における調剤サービスの提供
- ②医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握(副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など)
- ③市町村、病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、などとの必要な連携
- ④病院、診療所などからの照会への回答
- ⑤家族などへの薬に関する説明
- ⑥調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ⑦当事業所内で行う症例研究

## 11. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

1 連絡先：099-230-0205

2 担当者名：楠元 俊英

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲1に対する在宅患者訪問薬剤管理指導等サービスの提供に当たり、甲1、甲2に対して、重要事項等説明書に基づき、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

(乙) 在宅患者訪問薬剤管理指導サービス事業者

所在地 鹿児島県鹿児島市薬師2丁目27-8

名称 すずな調剤薬局

説明者 印

(甲) 私は、重要事項等説明書に基づき、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者 住 所 鹿児島市

氏 名 印  
連絡先

(甲2) 利用者家族 住 所

氏 名 印  
連絡先

# 居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書および同意書 兼 居宅療養管理指導・契約書

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者が\_\_\_\_\_様に説明すべき重要事項は次の通りです。

## 1. 事業者概要

事業者名称	すずな調剤薬局
事業所の所在地	鹿児島県鹿児島市薬師2丁目27-8
指定番号	4645141179
代表者名	楠元 俊英
電話番号	099-230-0205

## 2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、すずな調剤薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に関係する上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

## 3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

<p><b>【居宅療養管理指導等サービス】</b></p> <p>① 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。</p> <p>② サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。</p> <p>注) 居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。</p>
---

#### 4. 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員数
薬剤師	1名以上
事務員	1名以上

#### 5. 担当薬剤師

担当薬剤師は、以下の通りです。

担当薬剤師：楠元 俊英 富吉 紘史 (他1名) 責任者：楠元 俊英
--------------------------------------

なお、当事業所の担当薬剤師が訪問できない場合（冠婚葬祭や急病など）、本事項2に基づきあらかじめ利用者情報共有した以下の事業所が臨時対応させていただきます。

(下記表が空欄の場合、当事業所のみで対応させていただきます)

事業所(薬局)名	住所	連絡先(電話)
ふじ薬局	鹿児島市山田町3408-9	099-201-7229

- ①担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ②利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。(その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。)

#### 6. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

- 1 営業日 月曜日から土曜日まで。但し、国民の祝祭日及び年末年始(12月31日～1月3日)を除きます。
  - 2 営業時間 月曜日から金曜日の9:00～18:00、土曜日の9:00～13:00まで。
- ※ 営業時間に係わらず訪問日時は利用者との協議により決定いたします。

#### 7. 実施地域

鹿児島市(桜島・喜入地区を除く)

#### 8. 緊急時の対応等

- 1 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- 2 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

## 9. 利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

### 1 居宅療養管理指導サービス提供料として 利用者負担額

	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合(1回につき)	518円/回	1036円/回	1554円/回
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合(1回につき)	379円/回	758円/回	1137円/回
(3) (1)及び(2)以外の場合(1回につき)	342円/回	684円/回	1026円/回
(4) 情報通信機器を用いて行う場合(月1回を限度)	46円/回	92円/回	138円/回

・算定する日の間隔は6日以上かつ月に4回を限度。ただし、ガン末期の患者、中心静脈栄養を受けている方への訪問は、1週に2回かつ月に8回を限度。

※同一世帯の利用者に行う場合や当該建築物の規模等により「単一建物居住者1人に対して行う場合」の区分でご負担いただくことがあります。

①麻薬が使用される場合

1回につき**1割負担の方は100円、2割負担の方は200円、3割負担の方は300円**を加算

②注射用麻薬が使用される場合

1回につき**1割負担の方は250円、2割負担の方は500円、3割負担の方は750円**を加算

③中心静脈栄養法が使用される場合

1回につき**1割負担の方は150円、2割負担の方は300円、3割負担の方は450円**を加算

注1)上記の他、健康保険法等に基づく、保険調剤に関する技術料及び薬剤料、緊急訪問指導に係わる費用等については、別途お支払いいただきますので、ご了承ください。

注2)上記の利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注3)居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

注4)薬局から5km以上の訪問の際は、交通費500円(1回)を別途お支払いいただきますので、ご了承ください。

## 10. 個人情報の保護

当事業所では、当事業所の個人情報保護の取り扱いに関する基本方針に基づいて、常に利用者の個人情報を適切に取り扱います。また、当事業所における個人情報の利用目的は、次の事項です。

個人情報の利用目的

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①当事業所における調剤サービスの提供</li><li>②医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握(副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など)</li><li>③市町村、病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携</li><li>④病院、診療所などからの照会への回答</li><li>⑤家族などへの薬に関する説明</li><li>⑥介護医療保険事務(審査支払機関などへの介護給付費明細書および調剤報酬明細書)</li><li>⑦調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料</li><li>⑧当事業所で行う症例研究・学会発表等</li></ul> |
|--|

## 11. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

1 連絡先：099-230-0205

2 担当者名：楠元 俊英

# 居宅療養管理指導・契約書

利用者 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)と事業者 合同会社 BDK 「すずな調剤薬局」  
(以下「乙」という。)とは、居宅療養管理指導サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

(目的)

第1条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、甲の心身の状況、置かれている環境等を踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより甲の療養生活の質の向上を図ります。

2 乙は、居宅療養管理指導サービスの提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

(契約期間)

第2条 この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

2 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

(運営規程の概要)

第3条 乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、居宅療養管理指導サービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、重要事項説明書に記載したとおりです。

(担当の居宅療養管理指導従業者)

第4条 乙は、甲のため、担当の居宅療養管理指導従業者（以下「丙」という。）を定め、甲に対して居宅療養管理指導サービスを提供します。

2 乙は、丙を選任し、又は変更する場合には、甲の状況とその意向に配慮して行います。

3 甲は、乙に対し、いつでも丙の変更を申し出ることができます。

4 乙は、前項の申出があった場合、第1条に規定する居宅療養管理指導サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、甲の希望に添うように丙を変更します。

(主治医との関係)

第5条 乙は、甲の主治医の指示（処方箋による指示）に基づき居宅療養管理指導サービスの提供を開始します。

2 丙は、居宅療養管理指導サービスの提供に関して、甲の主治医と密接な連携を取ります。

(居宅療養管理指導サービス内容及びその提供)

第6条 乙は、丙を派遣し、重要事項説明書および同意書に記載した内容の居宅療養管理指導サービスを提供します。

2 乙は、甲に対して居宅療養管理指導サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、甲が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、甲の確認を受けることとします。

3 乙は、甲の居宅療養管理指導サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

4 甲及びその後見人（後見人がいない場合は甲の家族）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第7条 乙は、甲に対して居宅療養管理指導サービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(協力義務)

第8条 甲は、乙が甲のため居宅療養管理指導サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

(苦情対応)

第9条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した居宅療養管理指導サービスについて甲、甲の後見人又は甲の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 乙は、甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し何ら不利益な取扱いをすることはできません。

(費用)

第10条 乙が提供する居宅療養管理指導サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、重要事項説明書に記載したとおりです。

2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。

3 乙は、提供する居宅療養管理指導サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。

4 乙は、前二項に定める費用のほか、居宅療養管理指導サービスの提供に要した交通費の支払いを甲に請求することができます。

5 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。

6 乙は、介護保険法その他関係法令の改正により、居宅療養管理指導サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更が生じた場合は、甲に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金額を請求できるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解消することができます。

(利用者負担額の滞納)

第11条 甲が正当な理由なく利用者負担額を2カ月以上滞納した場合は、乙は、30日以上の間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。

3 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。

4 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として居宅療養管理指導サービスの提供を拒むことはありません。

(秘密保持)

第12条 乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。

2 乙及びその従業員は、サービス担当者会議等において、甲及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

(甲の解除権)

第13条 甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

2 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

第15条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

一 甲が要介護（支援）認定を受けられなかったとき。

二 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。

三 甲が第13条により契約を解除したとき。

四 乙が第11条又は第14条により契約を解除したとき。

五 甲が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。

六 甲において、居宅療養管理指導サービスの提供の必要性がなくなったとき。

七 甲が死亡したとき。

(損害賠償)

第16条 乙は、居宅療養管理指導サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項において、事故により甲又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用者代理人)

第17条 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(合意管轄)

第18条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、鹿児島地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第19条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

乙は、甲に対する在宅患者訪問薬剤管理指導等サービスの提供に当たり、甲に対して、重要事項等説明書に基づき、サービス内容及び重要事項を説明しました。

甲は、説明を受けサービスを同意しました。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

令和 年 月 日

利用者 甲

住 所

氏 名

連絡先

印

代理人（選任した場合）

住 所

氏 名

連絡先

印

事業者 乙 住所 鹿児島県鹿児島市武2丁目46-1-401

事業者（法人）名 合同会社 BDK

事業所名 すずな調剤薬局

事業所 住所 鹿児島県鹿児島市薬師2丁目27-8

(事業所番号) 46451, 4117, 9

代表者名 楠元 俊英